

# 指導・監査について

---

## 令和3年度に行った 監査

居宅介護支援事業所 1件

【行政処分の内容】

指定の取消し

【不正請求の期間】

令和2年(2020年)9月分から令和3年(2021年)11月分

【処分に伴う返還金額】

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 不正受給額 | 3,496,568円 |
| (2) 加算金   | 1,398,627円 |
| (3) 合計    | 4,895,195円 |

## 【主な処分の理由】

・運営基準違反(介護保険法第84条第1項第3号該当)

アセスメントの実施、サービス担当者会議の開催による専門的意見の聴取の記録、居宅サービス計画の作成、モニタリングの実施、モニタリングの結果の記録が適正に行われていない。

・人格尊重義務違反(介護保険法第84条第1項第4号該当)

アセスメントが適正に実施されておらず、31名中13名の利用者はアセスメントシートが未作成で、課題が分析されておらず、要介護者の人格を尊重した業務がなされていない。

・不正請求(介護保険法第84条第1項第6号該当)

自主点検の指示を受け、運営基準減算を行う必要があるにも関わらず、当該減算を行うことなく、不正に介護給付費を請求し受領した。

# 指導・監査について

---

運営指導 指示事項

加算算定 要件を満たしていることを確認します。

記憶

記録

- いつ(日にちと時間)
- どこで(カンファレンスの場所等)
- だれが(出席者等)
- どうしたか
- どのようなであったか



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# サービス担当者会議の開催について

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中  
－ 厚生労働省 介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の  
取扱いについて  
計13枚（本紙を除く）

Vol.959

令和3年3月31日



地域の暮らしを支えあう介護保険

知多北部広域連合

# サービス担当者会議の開催について

<p>3 ケアプランの軽微な変更の内容について(ケアプランの作成)</p>	<p>「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」(以下、「基準の解釈通知」という。))の「第Ⅱ 指摘居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」(7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針の「⑮居宅サービス計画の変更」において、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。))の第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。          なお、「利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。」としているところである。</p>
<p>サービス提供の曜日変更</p>	<p>利用者の体調不良や家族の都合など臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。          なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>サービス提供の回数変更</p>	<p>同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。          なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>利用者の住所変更</p>	<p>利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。          なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>事業所の名称変更</p>	<p>単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。          なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>目標期間の延長</p>	<p>単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。          なお、これらはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合</p>	<p>福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。          なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更</p>	<p>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。          なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>

第一事の総合的な援助の方針や第二事の生活全般の援助すべき課題、目標サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達するためのサービス内容が変わるだけの場合には「軽微な変更」に該当する場合

# サービス担当者会議の開催について

目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(れる。 なお、これらはいくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうか一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か
福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更(なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうか一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か
目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単(なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうか一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か
目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき(があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうか一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か



# サービス担当者会議の開催について

「なお、これらはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第12号（担当者に対する個別サービス提出依頼）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。」

